

吉野作造と植民地朝鮮

— 戦間期リベラリストの「朝鮮論」を中心に —

Sakuzo Yoshino and Colonial Korea

— Focusing on the Interwar Liberalists' 'Theory of Korea' —

鈴木 豊彦

Toyohiko SUZUKI

1. 本論の目的と研究動向など

第一次世界大戦の時期を挟む1910年代から20年代において、代表的リベラリストである、政治学者吉野作造（1878～1933年）は、第一次世界大戦前に日本の植民地統治批判論を発表し、大戦中および戦後には、ウィルソン主義に基づく民族自決を承認する立場から、帝国主義批判を展開する。吉野の植民地論は、植民地の政治的独立を主目的とする議論ではなかったが、彼の主張には、日本政府による朝鮮の同化政策を否定しながら、植民地の自立要求に応じて自治を承認することで、本国と植民地の提携を模索しようとする方向性を見て取ることができる。またそのことは、彼が日本国内の藩閥（軍閥）政府に対して、議会制の確立と普通選挙に基づく民主化を求めた「民本主義」運動とも深く連動するのである。

ここで、吉野の略歴を吉野作造記念館（宮城県大崎市）の年譜を参考にしながら、簡潔に述べる。

吉野作造は、1878（明治11）年に宮城県志田郡大柿村（現・大崎市古川十日町）で生まれる。綿屋を業とする、父年蔵、母こうの長男として生まれた。84年小学校入学。92年に

宮城県尋常中学校（現宮城県仙台第一高等学校）に入学。97年、仙台の第二高等学校に入学。同時に、尚綱女学校（現・学校法人尚綱学院）校長アニー・S・ブゼルの聖書教室に参加する。翌年、仙台浸礼教会牧師・中島力三郎から洗礼を受け、キリスト教に入信する。キリスト教との出会いと生涯を通して精神的支柱となる信仰の獲得である。

1900（明治33）年には、東京帝国大学法科大学政治学科に入学、同年海老名弾正の主宰する本郷教会に参加し、雑誌『新人』の編集に協力する。04年、政治学科を首席で卒業し、大学院に進む。05年、島田三郎らと「朝鮮問題研究会」を発足させる。06年、袁世凱の長子・克定の家庭教師として清国の天津に赴き、3年間、中国に滞在する。09年、帰国。東京帝国大学法科大学助教授に就任、政治史を担当。翌10年、政治史及び政治学の研究のために約3年間ヨーロッパに留学する。13（大正2）年7月帰国。14年に東京帝国大学教授に昇任する。15年、法学博士の学位を受ける。

吉野は帰国後、『中央公論』主幹の滝田樗陰と関係が深まり、その後、『中央公論』に論文をしばしば発表する。16年1月、『中央公論』に「憲政の本義を説いて其有終の美を

済すの途を論ず」という長文の論文を発表し、民本主義を唱え、日本論壇に画期的な影響を与えることになる。彼は、17年に東京帝国大学学生基督教青年会理事長に就任、翌年には東京高商の福田徳三らと黎明会を結成する。23年、関東大震災に際しては、朝鮮人虐殺事件について真相の究明に取り組むことになる。

翌24（大正13）年には、東京帝国大学を辞し朝日新聞社に編集顧問兼論説委員として入社するも、筆禍事件を起こし退社をよぎなくされる。彼の帝大退官および朝日新聞入社に関する有力な背景としては、多くの外国人留学生への資金援助その他の社会活動の結果、多額の借用があり、資金繰りに困り（年俸・原稿料等で多額の収入があったにも拘わらず）、転身を図ったとする説が有力である。その後、彼の政治的立場は、当初の自由主義的民権主義者という立場から、次第に社会民主主義（社会主義）者としての性格を強めていく。吉野の思想的変遷と大学教授という安定した社会的地位を放擲してフリーランスの売文業（帝国大学講師は兼任）に転身したこととの相関性については、今後の研究の進捗を待ちたい。吉野は、政治実践活動として、26年に右派無産政党政である社会民衆党の結党に協力している。しかしながら、あくまでも現実の政治活動に従事することはなく、政治思想的支柱として同党をバックアップする立場での活動に終始しているのである。

吉野作造は、帝大教授辞任後の不安定な経済状況下において、多様かつ多忙な社会・言論活動で心身ともに消耗した結果、持病の肺結核を悪化させて、33（昭和8）年に逗子の湘南サナトリウムで死去することになる。享年55歳であった。

次に、政治学者としての吉野作造に関する先行研究にふれたい。吉野の国際政治・植民

地論についての先行研究は多くはない。国内政治および大正期の政治思想研究が中心となるが、その解釈は分かれてきた。すなわち「大正デモクラシー」に対する評価の問題を背景に、吉野がいかに関帝主義を批判し、植民地問題に対応したのか、あるいは最終的に帝主義を乗り越えられたのかという点が、議論されてきたのである。

第二次世界大戦後に、マルクス主義歴史観に立つ歴史家の田中惣五郎や信夫清三郎などは吉野のリベラル進歩的立場を一定程度評価しながらも、知識人としてのブルジョワ的微温性や彼の言説について社会改革的観点から不徹底性を批判している。また、政治学者の丸山真男も、政治運動としての大正デモクラシーには一定の評価をするが、吉野などの戦間期の政治学・政治学者については厳しく批判している。一方、歴史学者の松尾尊発は、『大正デモクラシーの群像』等の著作において、吉野が帝主義批判者として抜きん出た存在である点を明らかにしている。また、吉野の植民地論が、植民地の政治的独立を目指すものではないとする批判に対しては、彼が将来の独立を念頭に置いていた点を、吉野の思想、彼の行動（朝鮮・満州への訪問、植民地留学生との交流、日本組合基督教会の植民地伝道との関わり）から読み解こうとしている。さらに、政治学の松本三之助は、吉野が「天皇親政説」（上杉愼吉等）に対峙した点や吉野の「実践的政治学」を評価している。また、三谷太一郎も大正デモクラシーを「国家に対する社会の自立」、「戦後民主主義の内発的起源」として高く評価する中で、吉野作造像の「民本主義論を憲政の理論の発展」として肯定して、再評価をしている。近年では、政治学者の今野元が上杉愼吉との対比で、「西洋（西欧）派日本ナショナリスト」として、新たな吉野作造の人物像を描こうとして

いる。

さらに国際政治について述べれば、従来の田中や信夫などの「吉野作造、帝国主義者」論やそれを否定する松尾や三谷などの「吉野作造、反・非帝国主義者」論においては、吉野がある時期に思想的転換を行い、大きく思想的変貌を遂げるとする論旨を展開するのである。すなわち、吉野の対植民地観・国際政治観においては、時間的推移の中で明確に「断絶」が存在するとする説を主張するのである。一方で、近年の研究では、藤村一郎は「帝国主義」および「反・非帝国主義」両説における「帝国主義」や「帝国」の定義が説明概念として曖昧である点を指摘し、「四海同胞」や「国際民主主義」で呼称される「人格主義」による国際政治観を主張する。また米谷匡史や平野敬和らは、吉野を「帝国主義秩序の改造者」として扱う説を提示している。この説は、吉野の言説・実践を「民族を超えた対話・提携を通じて帝国秩序の再編成・変革を試みる」ものと評価するが、他方吉野の言説を、結果として「中国・朝鮮の民族ナショナリズム運動を日本帝国秩序の枠内に包摂する」いわば「新植民地主義」的立場として捉えているのが特徴的である。これらの議論の共通点として、近年の「帝国」研究、特に「非公式帝国主義論」研究の手法の応用が指摘できる。

本稿では、こうした先行研究の議論を踏まえて、日本帝国内植民地としての朝鮮をめぐる吉野の植民地論が、現実政治との関わりの中で、如何なる変容を遂げたのかという点に注目する。すなわち、彼が日本帝国主義を批判しながらも、他方で、植民地の自治的発達を促す中で、植民地統治策をどう捉え直したのかという、問題点を重視するからである。そのうえで具体的に、本稿では以下の点を明らかにする。

第一に、第一次世界大戦期前後の吉野の国際認識を検討すると同時に、日本帝国内植民地としての朝鮮観にどのような影響を及ぼしたかを考察する。彼は「帝国主義より国際民主主義へ」という時代認識に基づき、民族自決を承認したが、そこにはウィルソンの影響を見て取ることができるからである。

第二に、三・一独立運動を契機として、吉野が朝鮮人の独立運動の存在を認め、植民地の民族運動の要求に応える観点から、日本政府への批判を強めていく過程を検討する。この時期、彼は呂運亨などの朝鮮人独立運動家との接触を試みる中で、彼らとの対話の糸口を探っていくのである。

第三に、ワシントン体制（1920年代東アジア国際秩序）期の植民地論を検討することで、吉野の朝鮮観を再検討する。彼の植民地朝鮮論は、総督府の進める「文化政治」とは異なる側面から、新たな形で本国と植民地の提携を模索し、日本帝国内での植民地朝鮮の在り方について再定義を試みるものである。

最後に、上記の三つの論点の基礎にある「日本国内政治と植民地統治策との相関」について若干の考察を加える。時期的には、「自由（民本）主義」から「社会主義（社会民主主義）」へと思想上の進展をとげる吉野作造の政治的立場の変遷と軌を一にするものである。

なお、吉野作造の論文・日記類の引用文は、原文のまま表記するので、字句・文法などの誤用についても、訂正せずに記載することを確認しておく。

2. 第一次世界大戦と植民地朝鮮論

吉野は第一次世界大戦中の1916年3月27日から4月19日までの期間、朝鮮と満州を訪れ、その成果を「満韓を視察して」として、同年『中央公論』6月号に発表した。この論説は、

同誌1月号掲載の「憲政の本義を説いて其有終の美を済すの途を論ず」と並び、この時期の政治思想の根幹を示す主要論文となる。吉野は同論文の中で、朝鮮について、「一視同仁政策」の遂行を基本姿勢として、総督府の同化主義政策を疑問視している。彼は朝鮮における「民族心理」を尊重する立場から、本国への異議申し立てを行う民族運動の意義を容認するのである。

「要するに、異民族を統治して、之より十分の心服を得るといふ事は全然不可能でないとしても、非常に困難なものである。従つて予一個の考としては、異民族統治の理想は其民族としての独立を尊重し、且其独立の完成によりて結局は政治的の自治を与ふるを方針とするに在りと云ひたい。」

これは、本国と植民地の間の不平等を「一視同仁」の精神により克服し、植民地自治を適用することにより、帝国秩序の再編を目指すものである。吉野は続けて、「同化は決して政府のみの事業では無い。国民的事業である。官民合同の非常なる努力を以て後初めて成就し得べき事業である」と述べている。つまり各民族が独立性を保持しながらも、共に繁栄できる植民地帝国を形成することが、吉野がめざす「同化」の内容である。

この「満韓を視察して」という論説は、その後の吉野の植民地論の方向性を形成した点で重要である。この時点で吉野は、植民地問題の存在を否認し従来の帝国主義的膨張を継続するのか、あるいは帝国内植民地の異議申し立てに応え帝國的結合の再編を試みるのかという岐路に直面している。すなわち第一次世界大戦を契機として、帝国主義と植民地主義の関係が崩壊した後に、どのようにして本国日本と植民地の提携を再構築するのかという問題関心を、この文章から読み取ることができるのである。

換言すれば、吉野が当時の日本の朝鮮統治の基本方針である「同化政策」への根本的疑義を表明したとも受けとれるのである。すなわち、吉野が同化政策を否定し、将来における朝鮮の独立を見通していたかは別として、この時点で彼の植民地朝鮮観が大きく転換したことは、現在の学説からも肯定し得るものである。この転換の起因には、在日朝鮮人知識人との交流が背景にあるとされている。その朝鮮人知識人達とは、東京帝国大学学生基督教青年会（東大YMCA）を通して知った朝鮮留学生（金雨英など）、朝鮮留学生学友会の張徳秀（早大生）などである。また吉野が当時密接に交流した在東京朝鮮基督教青年会（朝鮮YMCA）の多くの人々は、第一次世界大戦後に、三一独立運動の口火を切る、19年2月8日の「東京独立宣言」の署名者になる。

ここで、第一次世界大戦開戦後、吉野が当時の国際関係をどう捉えたか、また植民地朝鮮をどう評価したかについて考察する。第一次世界大戦は、19世紀型の国際秩序に一大変革をもたらすことになる。すなわち、国際関係全般にわたりヨーロッパ列強の影響力を相対的に低下させると同時に、戦後の新秩序の形成過程においてアメリカとソヴィエト連邦の対立を顕在化させたのである。1917年に発布されたソヴィエト（ボルシェヴィキ）政権による無併合・無賠償・民族自決を掲げた「レーニンの平和の布告」やその対抗案であるウィルソンの「14カ条の平和原則」は、戦争終結に前後するロシア革命の勃発と植民地ナショナリズムの高揚に対処するために出されたものである。これらは、ヨーロッパ列強による帝国主義的政策を否定するという意味で、植民地問題に多大な影響を及ぼした。特にウィルソンが発表した「14カ条の平和原則」は、吉野の国際政治に関する認識にも大きな影響を与えたのである。すなわち彼は、

「講和会議は兎も角も動かすべからざる道義的精神によつて支配された」ものと理解した上で、「少くとも我々は将来の帝国経営に於て世界の大勢と没交渉に国運を指導すべからざるの明白なる覚悟を要する」と述べている。さらには、「内政にあつては民本主義の徹底」、「外政にあつては国際的平等主義の確立」を唱え、日本を含む東アジアの政治体制にも国際関係の規制が及ぶことを強調するのである。

このような国際関係の変動について、吉野は「帝国主義より国際民主主義へ」というレトリックを用いて説明している。彼は言う。「十九世紀の帝国主義的の時代から、今や講和会議を経て新しい国際民主主義の時代に移ると云ふことを、歴史的に殊に極く最近の歴史に依つて不完全ながら証明致したいと思ふ」。ここで述べられている「国際民主主義」とは、民族自決の原則に基づく「国際的平等主義」が確立された世界を構築するものであり、吉野の植民地論もこの流れに影響されるのである。「朝鮮統治策」(『中央公論』1918年10月)において、吉野は京大教授山本美越乃(植民政策)の朝鮮自治論に賛意を表し、「朝鮮問題は近き将来に於て我国内政上の最も重大なる問題たるべきは、今度の戦争によってあらはれた民族主義の潮流如何に大いなるかを観ても察せらるるではないか。現に問題が起つて居ないからとて決して安心すべき謂れはない」と述べている。

しかし、パリ講和会議においてイギリスやフランスが自国の利益確保を優先し、様々な留保を加えたことで、ウィルソンの主張は後退を余儀なくされる。その結果、民族自決の原則がアジアやアフリカに適用されることはなかった。吉野もまた、大戦終結直後には、「民族自決主義は露西亞の過激派の主張するが如く、世界中の総べての民族問題に例外な

く適用するといふのではなく、ウィルソンも已に明言して居るが如く、今度の戦争に直接関係ある民族問題にのみ適用すると云ふことになる」と述べ、植民地に適用する民族自決権にはダブル・スタンダードを用いている。すなわち、ヨーロッパ諸民族には適用可能であるのに対して、トルコの支配下にあった「未開の民族」やドイツの植民地であったアフリカおよび南洋諸島の「未開の土民」には不可能だと考えたのである。戦後、ドイツの旧植民地である南洋諸島を日本が委任統治する案が有力であったため、吉野はあえて南洋を民族自決権の適用範囲から外したのではないか。こうした吉野の議論を指して、一部の研究者は、彼の自由主義思想の微温性を指摘して、思想的限界性を主張するのである。反面、当時吉野が、国際民主主義という造語を用いて、大戦後の新体制(ヴェルサイユ・ワシントン体制)を予見した斬新性をも、ここでは指摘しておく。

3, 三・一独立運動と植民地朝鮮論

1918年末から、アメリカや中国に在住する朝鮮人の中で、パリ講和会議において朝鮮の独立を請願する準備が進むが、彼らの期待は裏切られ、機会はなかった。その反動として、19年3月に、日本の植民地統治に対する三・一独立運動(以下、三・一運動)が勃発する。独立運動の結果、日本政府の植民地統治路線が変更を余儀なくされると、吉野は日本の朝鮮統治への批判的立場を堅持しつつも、植民地支配の改善・維持にどう関わるかという、現実的な課題解決へ向けて発言を強める。

吉野は三・一運動について、まず、運動の主体を一部朝鮮人あるいはアメリカ人宣教師など第三者の扇動によるものだとする当時の一般的見解を退け、「事大主義が朝鮮人の独特の国民性である」という考えは誤りである

と指摘する。吉野は暴動直後の日本が当面とるべき善後策を、以下のように述べる。

事件後に「暴徒の鎮定に努力しこれを厳罰に処して、もって国法の威厳を示す」ことや、「巨額の下賜金に依り恩威並び行うの仁恵を示す」ことも大切であるが、最上の策は「一視同仁策の徹底」であると主張する。具体的には「あらゆる方面における日鮮の区別を撤廃し、殊に教育上の現実の門戸開放は急務である。この精神はこれを法制上に徹底するのみならず、在留内地人と朝鮮人との社会的関係上にも徹底しなければならない」とした（「朝鮮暴動善後策」『中央公論』、19年4月）。

当時、三・一運動に対する日本の新聞等の言論は、朝鮮民族による内発的独立運動と認めずに、一部の「不良鮮人」や外人キリスト教宣教師の先導による暴動とみなした。4月になり独立運動が盛んになると、野党憲政会の加藤高明などが「十数年後にある程度の自治を認めよ」と発言し、それを支持する言論もあった。そこで議論される自治の内容は、「武断政治からの解放」程度のものが大多数であり、統治体制にまで踏み込むものは殆どなかった。その後、5月には運動が下火になり、原敬内閣が総督府官制改革を企て、8月に斎藤實を朝鮮総督に任命し「文化政治」を開始する。それと軌を一にするかのように、日本国内における朝鮮への自治要求運動は、急速に下火となり、以後、独立を企てる朝鮮人は「不逞鮮人」と呼ばれ官憲の弾圧の対象とされるのである。

吉野は、三・一運動直前、日本政府がパリ講和会議に人種差別撤廃案を提出するなら、まず自らの朝鮮人差別を反省せよと論じた（「人種差別撤廃運動者に与ふ」『中央公論』、19年3月）。この人種差別撤廃案は、アメリカの西海岸部を中心に急速に高まっていた、日本人移民の入国拒否などの排斥運動や伝統

的なオーストラリアの「白豪主義」などの英米人の非白人種への根深い差別意識の存在が、ヴェルサイユ講和会議の戦勝国主要メンバーでありながら存在感が希薄であることから「サイレントパートナー」と他の西欧列強から揶揄されていた、日本政府による数少ない外交主導上のイニシアティブ発揮の一例である。

その後、「対外的良心の発揮」（『中央公論』、19年4月）で第三者扇動説を否定し「まず自己を反省せよ」とする主旨を発表した。また、同年6月25日の黎明会第6回講演会で「朝鮮統治の改革に関する最少限度の要求」とする演説を行う。

彼は同じ言説の中で、事件後の改善策の基本的報告として四点を挙げている。すなわち、第一に、朝鮮人に対する差別的待遇の撤廃について述べる。つまり朝鮮人が自己の能力をこれから発展させる際に、日本と均等の機会を与えられていない点を指摘する。具体的には、「教育の機会均等」を主張する。小・中学校が量的質的に、内地（日本）に比して劣り、高等教育（大学・高等学校各1、専門学校数校）は著しく少ない。また官吏の待遇についても、一例として高等教育を受けた朝鮮出身者が日本人と比べて処遇の面で差別される（それ以下の階層の官吏も同様）実情を指摘する。第二に、武断政治の撤廃を主張する。戒厳令下ではなく、文武両官の統治が徒に二重政治に陥る危険性も指摘している。第三に、同化政策の放棄を主張する。「朝鮮人に向かい、その長い歴史を経て出来上がった一切の伝統を忘れて、日本人になれという事の無理なことは言うまでもありません。それは不可能の要求である」と明快に指摘する。その背景には、「若しも日本と朝鮮とが、今の同化政策の儘ではどうしても融和しない」とする確信があった。そして第四には、言論

の自由を保障せよと主張する。彼は講演の末尾に、「朝鮮問題は人道問題である。ある意味では、日本が大陸発展の能力ありや為しやを問われている試験なのだ。落第したくない」と述べる。

ここで展開されている、吉野の所論の内容を簡潔にまとめると以下の通りである。

①この運動について、第三者の扇動とみる世評を批判し、従来の対外政策の誤りを反省しない日本政府および国民の良心の麻痺を糾弾する。

②朝鮮民族が、独自の文明を持つ独立の民族であり、彼らの間に排日思想が全面的に広がっていることを指摘し、その「民族心理」を尊重して対策を立てるべきであると主張する。また吉野は、中国同様に愛国的革命思想が朝鮮にも40年来展開しつつあると認識し、特に天道教の存在を重要視する。

③吉野は、「民族心理」の尊重の立場における日本政府への「最少限度の要求」として、一視同仁政策の実行、武断政治の撤廃とともに、言論の自由の承認と同化政策の放棄を挙げる。

彼は、「一つの大目的を定めて、其大なる目的の為に、日本民族は日本民族として、朝鮮民族は朝鮮民族として、各々其特徴に従って貢献するの途を講ずる」ことを「朝鮮統治の根本方針」として提言する。しかしこの言説の中に具体的な方策は乏しい。「ある種の自治」を想定し、朝鮮人や宣教師を加えた官民協力の調査機関の設置を提案する。その前提として、少なくとも日本同様の言論の自由が朝鮮にも認められることを要求する。

一点補足しておく、三・一運動期の吉野の言論活動の背景には、多くの朝鮮人との密接な接触がある。2月8日の朝鮮YMCAにおける独立大会（宣言）の翌日の彼の『日記』の中にも、朝鮮人が訪問したことが記されて

いる。

4、三・一独立運動以降の植民地朝鮮論

三・一運動を契機として、日本政府は植民地統治の路線変更を余儀なくされるのである。すなわち、憲兵の武力で威圧する従来の「武断政治」を変更して、斎藤實新総督の下で「文化政治」を推進することになる。その目的は、民族運動の要求を一部受容し、運動を分裂・弱体化させることで、安定的支配を構築することにあつた。しかし、日本政府のとした植民地統治の方針は、内地延長主義・同化主義であり、本国と植民地の制度的・文化的差異を縮小し、最終的には植民地帝国としての形態の維持を図るものである。吉野は、内地延長主義・同化主義に批判的であり、朝鮮民族の自立性を重視する立場を貫こうとする。

吉野は、独立運動騒乱後の再建を期して、朝鮮総督府の官制改革・新総督任命を歓迎する。そして19年の『中央公論』9月号に、「新総督及び新政務総監を迎ふ」を発表する。その文中において、従来の一視同仁政策に加え「朝鮮民族をして朝鮮民族として十分発達するを得しめる」ことを、日本政府に要求する。当時現実には、総督府の対朝鮮統治策の中身は表面的な刷新体制とは裏腹に、「同化政策が依然として主力」の状況にあつた。ここでも、吉野は朝鮮政策の根本的変革と日本国民の朝鮮観の一新を求めるのである。吉野は新総督の就任に際して、「朝鮮民族をして朝鮮民族として十分発達するを得さしめ、此基礎の上に彼等が我々の真箇頼もしき友人たるやうに導かれんこと」を望む。

同化政策を批判する吉野がその対案の改善策として提示するのは、植民地自治という立場である。三・一運動以後、特に20年代の「文化政治」期には、朝鮮議会の設置をも含んだ「朝鮮自治論」が、植民政策学者のみならず

政治指導者、さらに朝鮮総督府関係者から提唱され、限られた範囲ではあるが植民地住民に参政への道を開くという内容を含むものである。

同時期、吉野作造は、日本が朝鮮に求める同化主義を「全然日本人と同じ者となれと云うのではなく、日本人の言う通りの者になれといふ要求」であると指摘し、その根底にある「国防本位の統治主義」の存在を指摘する。（『外交上における日本の苦境』『婦人公論』、21年1月号）すなわち、ここで問題にされているのは、明治維新前後の外圧に抵抗する必要から生まれ、建国の担い手となる元老を頂点とする軍閥官僚である。彼らには国防こそが政務の中心であり、大陸政策もこれに規定されるとするのである。

吉野は述べる。「日本の国防のためには対馬海峡が大事だと云う。…朝鮮を安全にする為には更に満州に手を上げねばならぬ。という風にそれからそれと際限無く進むもので、其為に終に世界を併呑せずんば終局の満足は出来るものではないと云う事に帰する」（『婦人公論』同号）。いわば、国際政治におけるドミノ理論的状况を指摘するのである。そして日本の無限の膨張主義に歯止めをかけるためには、対朝鮮政策の一新が必要であると考える。吉野は「日本の運命は彼が朝鮮の統治に、成功するや否やに繋ると云っても差し支へない」（『朝鮮問題に関し当局に望む』（『中央公論』、21年2月）と考えたのである。さらに吉野は、「内政問題に就ては多数の国民は官僚に対して所謂官僚思想を排斥するけれども、外政問題になると、其多数国民が亦他国民に対して官僚的思想を發揮する」（『対東洋政策の根本的誤謬』『横浜貿易新報』、20年1月）と続ける。この時点で、吉野作造の日本国内での反軍閥（藩閥）政策と「植民地朝鮮」の統治策の刷新案は思想的に合一するの

である。

当時、吉野作造は自ら政治思想的に推進してきた、「内には立憲主義、外には帝国主義」の大正デモクラシー運動の限界を指摘するようになる。彼は、日本帝国の朝鮮統治に端的に現出している負の要素の克服、すなわち大正デモクラシー運動の中で主唱してきた、反軍閥および反官僚主義思想の徹底を訴えるようになる。そうした変化は、彼の言説の端々にも顧みることができる。彼の内部で思想的転回が起こったことを示すものであろうか。以下、幾つか吉野の主張の論点を列挙してみたい。

第一に、朝鮮民族を対等の他者として認識する必要を説く。「朝鮮民族は実質に於て矢張一個の大和民族以外の他種族に属するが故に、政治の実質を論ずる場合には、准外邦として取扱ふ事が必要である。」（『対東洋政策の根本的誤謬』）「吾々が十分に朝鮮人にも支那人にも、尊敬と同情を持ち、自分の非は何処までも之を非として、他日に改むるを期しつつ、単純な誠実な態度を以て進んだ上でなければ、彼等の誤解を誤解として幾ら論弁しても、幾分の機能もなかりう」（『支那・朝鮮の排日と我國民の反省』『婦人公論』、19年8月）。そして第二に、朝鮮の独立運動を以下のように捉える。朝鮮人の独立運動を「謀叛呼ばわり」せずに、そこに「彼我を超越する普遍的原理」を認め、「一番確な一番動かない勢力を國民に有する」独立派を「捉まへて融通の途を講ずる」ことが肝要となると主張する（『対東洋政策の根本的誤謬』）。

19年11月、原敬内閣は朝鮮の上海臨時政府の要人、呂運亨を東京に招き、田中義一陸相らと会見させた。日本政府は呂運亨を懐柔しようとしたが、呂は公然と朝鮮独立要求を内外の新聞記者に訴えたのである。この時、日本の野党や言論界は政府を攻撃する。反逆者

を優遇したという主旨である。すなわち呂運亨事件（19年11月）への原内閣の対応を、新聞や野党が「国法に背く叛逆者を優遇した」と非難した時に、吉野は、「所謂呂運亨事件について」（『中央公論』、20年1月）において、「国法の権威よりも、国家其物は遥かに重い」として、朝鮮の将来について独立運動側と相談することについて、政府の対応を弁護する。呂の主張を「侵し難き正義の閃きが見える」とし、呂が品格・見識において稀にみる尊敬すべき人格であるとした。そして「道徳的に不逞の徒と蔑むことはどうしても余輩の良心が許さない」と主張する。なお、呂運亨に関する個人研究としては、姜徳相による優れた実証的研究がある。

加えて当時、日本政府は朝鮮YMCAを独立運動の策源地として、朝鮮の組合協会の管理下に置こうとした。吉野は、この措置を無効有害として、「朝鮮人の立場から云へば、日本の国法に反抗するといふことは、純粹の道徳的立場から観て強ち不逞の暴行といふことは出来ない」と言った。（「朝鮮青年会問題」『新人』、20年3月）

これについては、丸山鶴吉が吉野の議論が、結局朝鮮放棄論ではないかと問いただした（「朝鮮統治策に関し吉野博士に質す」『新人』、20年3月）のである。これに対して、吉野は「同化か独立か、形式的融合か実質的融合か」と反問して、「此処に断言する。同化は先ず殆ど不可能である」として、「祖国の恢復を図る」という普遍的な立場に「共通な或る最高の原理を見ると云ふ事が即ち日鮮両民族の本当に一致提携すべき新境地を発見すること」だと強調するのである（「朝鮮統治策に関して丸山君に答ふ」『新人』、20年4月）。

5. それからの吉野作造—多様な「未完の可能性」

1920年代の世界そして日本は、いかなる社会状況にあったのか。第一次世界大戦終結後、ヴェルサイユ体制形成の中で、米ソの対立は顕在化する。両国による非併合・無賠償・民族自決を掲げた講和案の提唱は、ロシア革命の勃発と植民地ナショナリズムの高揚という国際情勢下において、ウィルソン主義とレーニン主義の抗争の開始を意味する。吉野は、国際関係と国内政治の相関を、内政にあっては民本主義の徹底、外政にあっては国際的平等主義の確立と捉えて、東アジアの政治体制に及ぼすウィルソン主義のインパクトについてはこれを確信している。第一次世界大戦前の帝国主義列強間の同盟に基づく「旧外交」に代わり、ウィルソン流の集団安全保障体制に基づく「新外交」が世界を席卷した時に、吉野はめざすべき新潮流として積極的に評価し「新外交」の実現を期待する。

この時日本はヴェルサイユ会議において、人種差別問題の打開を図り、人種平等案を提出し、白人種と有色人種間の差別待遇の撤廃を訴える。本来移民排斥問題における人種間不平等の是正を目的に提出されたものであるが、意図せずしてアジアにおける植民・被植民の関係に見られる不平等の問題を議論の対象として浮かび上がらせたのである。すなわち、いまだ近代国家化を成し遂げていない中国のナショナリズム運動、また日本の武断的な統治の下におかれている朝鮮の解放運動からの異議申し立てが存在した。当時の国際政治においては、植民・被植民の関係における不平等性は差別とは認識されていなかったが、吉野は日本政府の利己的な態度を批判する。すなわち帝国内部における不平等に対する異議申し立てを行なう「民族関係に於ける正義」という概念を主張するのである。そし

てアジアにおける日本帝国主義の台頭に対抗して三・一運動が起きると、吉野は日本の植民地統治における差別待遇の撤廃を主張することとなる。

さらに、関東大震災前後に、吉野は早くから朝鮮人虐殺事件の情報を得ていた。吉野の日記23年9月3日付の記載に「此日より朝鮮人に対する迫害始る。不逞鮮人の此機に乗じて放火、投毒等を試むるものあり、大いに警戒を要すとなり、余の信じる所に依れば宣伝のもとには警察官憲らし。無辜の鮮人の難に斃るる者少らずといふ」と書きつづけて、巡查ら数10名が朝鮮人らしき人物を捕えるや、「民衆は手に手に棒などを持って殺して了えと怒鳴る、苦々しき事限りなし」と書いている。吉野は、『中央公論』や改造社版の本などに虐殺事件を精力的に書くが、政府当局により全文が削除される。彼は、中央公論誌上で、「手当たり次第、老若男女の区別なく、鮮人を鑿殺するに至っては、世界の舞台に顔向けの出来ぬ程の大恥辱ではないか」と書いた（「朝鮮人虐殺事件に就いて」『中央公論』11月）。また、24年7月9日付の日記には、学生より、去年9月の千葉における朝鮮人一家3人の虐殺に関わる話を聞いたことを記録している。

吉野は、朝鮮人虐殺は「日本が世界の舞台に顔向けできぬ程の大恥辱であり、国民的悔恨若しくは謝意を表するが為に、何等かの具体的方策を講ずるの必要を認る」とし、さらに「朝鮮統治といふ根本問題に就いても考へさせられる」とも問題提起している（「朝鮮人虐殺事件に就いて」）。

ここで、吉野作造の植民地朝鮮および朝鮮人に向けられたまなざしは、彼の旧来の国内政治の刷新をめざした民本主義運動に繋がりが、やがて普選要求運動から護憲運動の昂揚へと発展し、いわゆる大正デモクラシーへと

具現化されるのである。この間における、吉野の国際政治観と国内政治との連関性について、少し考えてみたい。

吉野の政治思想の変遷過程において、国内政治の刷新と国際政治の変動がどのように関わるのか。キーワードとして、デモクラシーへの転換と並んで検討すべき課題は、社会主義もしくは共産主義運動の持つ歴史的意義である。西欧諸国に限らず、日本においても民主主義政治への移行は、社会民主主義（社会主義）勢力による共産主義との対抗の中で進められる。20年代の政治状況はそれまでの政治体制の刷新を求める運動が、議会制民主主義を模索する方向（社会民主主義）と、革命政権の樹立を求める路線（共産主義）に分かれ、両者が競合しつつ既存の資本主義的寡頭政治支配体制に挑戦するという図式である。

吉野は、民本主義と社会主義との共通性について、以下のように指摘する。すなわち前述の『中央公論』16年1月号所載「憲政の本義を説いて其有終の美を済すの途を論ず」の中で、「抑も社会主義が資本家に対して抗争する所以の根本動議は、是れ亦社会的利副を一般民衆の間に普ねく分配せんとするの精神に基づく。此の点に於て社会主義は又民本主義と多少相通ずるところないでもない。只社会主義は現在の社会組織に革命の変動を与へんとするが故に、恰も民主主義が君主国に於て危険視されるが如く、多くの国に於て同じやうに危険視される傾きがあった。然しながら、経済上に優者劣者階級を生じ、為めに経済的利益が一部階級の壟断に帰せんとするの趨向は、是れ亦民本主義の趣意に反するものが故に、近来の政治は、社会組織を根本的に改造すべきや否やの根本問題まで遡らずして、差当り此等の経済的特権階級に対しても亦相当の方法を講ずるを必要として居る。所謂各種の社会的立法施設は則ち之れである」

という内容である。

言うまでもないが、吉野作造の民本主義思想の中核は、二大政党制と普通選挙制の実現にある点はよく知られている。それに加えるに、坂野潤治が『日本政治「失敗」の研究』の中で指摘した通り、民本主義と社会主義（社会民主主義）との親近性若しくは同質性をも指摘しておきたい。前述の通り、吉野は過激主義（共産主義）と社会主義（社会民主主義）とを峻別し、同時に自らの民本主義と社会民主主義とのある種の親和性についても認めている。彼にとって、両者を分かつ政治信条上の分岐点は、「議会制の尊重」にある。社会民主主義も共産主義も社会改革を目指す点では共通するが、手法は大いに異なる。あくまでも議会制民主主義（デモクラシー）の制度的遵守こそが、必須の前提であった。その点において、「民本主義」および「社会民主主義」思想の実現への政治手法のプロセスは一致するのである。

6、晩年の吉野作造—「東洋モンロー主義」にむけて

1920年代後半から30年代前半にかけて、吉野作造は安部磯男や帝大門下の赤松克麿、片山哲、麻生久などと右派無産政党である社会大衆党結成に尽力して、思想的な支柱となる。

以上の吉野の政治行動を概観すると、20年代初期の民本主義（大正デモクラシー）の時代から、社会民主主義の立場に次第に接近していく軌跡を確認することができる。ここから、本稿において、吉野作造が日本帝国内植民地としての朝鮮問題を考える時に、以下の二点を確認しておきたい。

第一は、吉野の中で植民地朝鮮問題と国内政治問題が相互に深く関連している点である。したがって、植民地朝鮮問題を分析する際には、両者を表裏のものとして捉える必要

がある。そして第二に、国内政治刷新のための民本主義と第一次世界大戦後の国際政治の新思潮であるウィルソン主義に基づく民族自決原則による新外交は共通点を持つことである。この二つの政治的方向性は、旧体制に代わる新秩序の創建という点で、共通性を持ち、いずれもが吉野の現実主義的「漸進主義」に基づく政治手法により、実現化が図れる筈であった。吉野自身の思想体系においては、二つの性格は符号一体をなしており、この点について分析を深めることが、今後の「吉野作造研究」にとり最重要課題となる。

最後に、吉野の晩年の国際政治観が、「東洋モンロー主義」に接近したという説の当否について簡潔に確認しておく。彼の朝鮮論への影響が大きいと類推されるからである。

31年9月の満州事変勃発後、国際的に孤立し行き詰まった日本外交は、常任理事国である国際連盟からの脱退の危機に瀕していた。日本の満州侵略の事実調査をする国際連盟調査団が「リットン報告書」を提出する前後、日本国内が騒擾化する中で、吉野は注目すべき二つの論文を発表する。すなわち、「民族と階級と戦争」（『中央公論』、32年1月）と「リットン報告書を読んで」（『改造』、32年11月）である。まず前者において、柳条湖事件以来の日本陸軍の過剰反応が国際的に「侵略」とみなされる危険性を、再三にわたり指摘していた。国際法上の「満蒙の特殊権益」を主張する日本と不平等条約自体を否定する中国双方に一定の理解を示す内容であり、その分だけ論旨が不明確なものになっている。さらに同論文で、女婿の赤松克麿等国民社会主義者が主張する、「諸国間の土地や資源の均分を要求する」主張に関しても、一定の共感を寄せる。このことは、吉野を反帝国主義者として評価する分水嶺となる契機となった。すなわち現在も、32年時点で、吉野は日

本国の満州侵略を正当化もしくは容認したと主張する研究者は多いのである。また後者の論文において、リットン報告書を読んだ吉野は、あくまでも冷静に対応する大切さを強調し、報告書に敬意を表し国際協調主義を表明しながらも、日本国が満蒙特殊権益死守のために「やむにやまれぬ実行使」をする正当性を、結果として尊重するのである。この点については、あくまでも当時の検閲事情を配慮して考察する必要性を、松尾尊兌や藤村一郎などは指摘するが、ここでは、吉野意見の曖昧な表現が持つ両義性について、評価の本質は分からないとだけ記しておく。

37年9月の日本政府の満州国承認後に、吉野は「東洋モンロー主義の確立」（『中央公論』、32年12月）の中で、前半部分で「東洋の平和と東洋人の幸福とは西力の不当圧迫の排撃よりはじまるとは近代史の明証するところ、…それが極東に関する限り満州国問題を機縁として確立の端緒を開いたのだから嬉しい」と喜ぶ。半面、後半部分において東洋モンロー主義の内実を、満州国単独承認とリットン報告提出により、形式的に成立しただけと述べている。東洋モンロー主義の実現には、日満支三国の協同か強大国（日本）による外国勢力（西洋列強）の排斥が必要とされるが、現状では両方とも無理であるとして、東洋モンロー主義の成立は困難と断ずる。ここでも、吉野独特の弁証法的思考の表現が、主張する主題内容をさらに曖昧にしているが、確実なことは、もろ手を挙げて東洋モンロー主義の主唱に賛同はしていないということである。

これまで、30年代において、吉野の晩年の代表的な政治論考の軌跡を追ってきた。そこに共通する思想は、親欧米派としての政治的立場から次第に距離をおく姿である。最終的に、東洋モンロー主義に行き着いたか否かは

別にして、満州事変前後に吉野に思想的な一大転換が起こった可能性はある。そのことを指摘する研究者は多く存在する。何よりも大事な点は、当時の日本の国内問題である植民地朝鮮の取り扱いに関して、吉野の立場に如何なる影響があったのか否かが、本論との関連で重要となる。吉野の所謂「朝鮮論」をめぐる言説の大部分は、三・一運動から関東大震災前後までをピークとする、20年代に集中的に量産されたことは確かである。しかしながら、30年代に入り、吉野の政治・社会的関心が植民地朝鮮から離れたことを示すものではない。

20年代後半における、吉野の朝鮮論としては、「朝鮮の問題」（『中央公論』、24年11月）、「朝鮮の農民」（『文化の基礎』、25年9月）、「朝鮮農民の生活」（『中央公論』、26年12月）、「朝鮮の牛馬鶏犬」（『婦人公論』、27年2月）等がある。そこでは、植民地朝鮮の農民が疲弊している現実を繰り返し提起することで、当時の日本政府および日本人に対して、朝鮮統治の矛盾や対朝鮮観について根本的な反省を促している。以上の論調からも、吉野自身の朝鮮に対する問題関心の強さ、そして朝鮮人に対する親愛感・同情感が以前にもまして強かったことが確認できるのである。

7. むすびに

ここでは、この小論の若干の論点を整理してむすびとしたい。

第一に、吉野は第一次世界大戦中の16年に、日本帝国植民地の朝鮮及び満州を視察旅行して、その時の体験に基づき、「満韓を視察して」を同年『中央公論』6月号に発表した。この時を転機として、彼の植民地朝鮮および満州（中国）観に大きな変化が生じたことは確かである。もちろん、ウィルソンが提唱する民族自決原則の尊重や国際平和主義思

想に裏づけられるには、もう暫くの猶予が必要であった。留意すべきは、吉野の中で国際政治と国内問題意識がリンクしていたことである。すなわち「内に民本主義、外に国際民主主義」である。特に後者の解釈は多様であり、現在も自由・民主主義か社会民主主義（社会主義）かで、識者の見解も分かれるが、共に現状変革志向である点は共通するのである。

第二に、三・一独立運動を契機として、吉野は朝鮮人の「独立運動の存在」を認識し、植民地の民族運動に可能な限り寄り添う視点が確立することになる。彼は在日の朝鮮人独立運動家との接触の中で、「一視同仁政策」を主張して、その先の「自治権付与」についても言及する。ただし、「独立承認」までは明確に主張しておらず、この点も今後の吉野研究の進展が待たれる。何れにしても、当時の日本の政治的状況下において、石橋湛山などと共に他に類を見ない相当思い切った発言である点は評価できる。半面、彼の民本主義思想にも共通するが、吉野の政治思想の持つ政策的「漸進性」については、政治的左右両派からの批判があり、政策実現の観点から「限界性」を指摘する見解があることも確認しておく。

第三に、ワシントン体制期以降の吉野の植民地朝鮮論は、総督府の進める「文化政治」を同化主義の延長として厳しく批判するが、20年代後半から30年代にかけては、朝鮮を真正面から取り上げる機会が減り（関東大震災直後は除く）、代わって30年代の満州事変以降には、「満蒙特殊権益」を中心とする対中国問題が対外政策論の中心となる。この時期、国内政治の観点からは、社会民主主義（社会主義）の実現をめざす政治主張が増える。ただし植民地朝鮮論に限定すれば、朝鮮民族の究極的解放（独立達成）を明確に支持

する言論は見当たらない。その背景として、松尾尊允などが指摘するように、当時の日本政府による検閲強化による言論弾圧については、一定の考慮をしておく必要がある。その意味でも、この時期の吉野作造の国内外の政治認識についてのさらなる研究が待たれる。その際に、彼が主唱する「東洋モンロー主義」思想の再検討が重要な手掛かりの一つになるのではないかと考えられる。

今後の筆者の問題関心は、吉野作造の朝鮮人留学生・キリスト教会関係者・植民地朝鮮人との人的ネットワークについて探求することである。20年代後半から30年代初期の吉野の「日本植民地論」「国際政治論」をトータルに捉え直すことは、吉野作造研究の新境地を開拓することになる。また、30年代以降の最晩年の吉野の国際政治、とりわけ満州事変およびリットン調査報告書以降の政治的立場については、別稿において論究する所存である。

参考文献一覧

単行本

尾崎 護『吉野作造と中国』（中央公論新社、2008年）。

今野 元『吉野作造と上杉慎吉』（名古屋大学出版会、2018年）。

姜徳相『関東大震災』（中央公論社、1975年）。

姜徳相『呂運亨評伝1 朝鮮三・一独立運動』（新幹社、2002年）。

姜徳相『呂運亨評伝2 上海臨時政府』（新幹社、2005年）。

信夫清三郎『大正政治史』全4巻（河出書房、1952年）。

田澤晴子『吉野作造—人生に逆境はない』（ミネルヴァ書房、2006年）。

田中惣五郎『吉野作造—日本的デモクラシーの使徒』（未来社、1958年）。

趙景達、原田敬一他編『講座東アジアの知識人 第3巻 「社会」の発見と変容—韓国併合～満洲事変—』（有志舎、2013年）。

坂野潤治『近代日本の国家構想1871-1936』（岩波書店、1999年）。

坂野潤治『日本政治「失敗」の研究』（講談社、2010年）。

坂野潤治『日本近代史』（筑摩書房、2012年）。

日本の名著48三谷太郎編『吉野作造』（中央公論社、1972年）。

藤村一郎『吉野作造の国際政治論』（有志舎、2012年）。

藤村一郎、後藤啓倫『吉野作造と関東軍』（有志舎、2019年）。

古川江里子『美濃部達吉と吉野作造—大正デモクラシーを導いた帝大教授—』（山川出版社、2011年）。

松尾尊兌編『石橋湛山評論集』（岩波書店、1986年）。

松尾尊兌『大正デモクラシーの群像』（岩波書店、1990年）。

松尾尊兌『民本主義と帝国主義』（みすず書房、2010年）。

松尾尊兌『わが近代日本人物誌』（岩波書店、2010年）。

松本三之介『近代日本の思想家 11 吉野作造』（東京大学出版会、2008年）。

三谷太郎『抄版 吉野作造論集』（中央公論社、1975年）。

三谷太郎編『日本の名著 48 吉野作造』（中央公論社、1977年）。

三谷太郎『第3版 大正デモクラシー論—吉野作造の時代』（東京大学出版会、2013年）。

吉野作造 松尾尊兌編『中国・朝鮮論』（平凡社、東洋文庫、1970年）。

吉野作造記念館編『改訂版 大正デモクラシーの旗手 吉野作造』（吉野作造記念館、2016年）。

吉野作造 松尾尊兌、三谷太郎、飯田泰三編『吉

野作造選集』2巻（岩波書店、1996年）。

吉野作造 松尾尊兌、三谷太郎、飯田泰三編『吉野作造選集』3巻（岩波書店、1995年）。

吉野作造 松尾尊兌、三谷太郎、飯田泰三編『吉野作造選集』5巻（岩波書店、1995年）。

吉野作造 松尾尊兌、三谷太郎、飯田泰三編『吉野作造選集』6巻（岩波書店、1996年）。

吉野作造 松尾尊兌、三谷太郎、飯田泰三編『吉野作造選集』9巻（岩波書店、1995年）。

吉野作造 松尾尊兌、三谷太郎、飯田泰三編『吉野作造選集』10巻（岩波書店、1995年）。

吉野作造 松尾尊兌、三谷太郎、飯田泰三編『吉野作造選集』14巻（岩波書店、1996年）。

吉野作造 松尾尊兌、三谷太郎、飯田泰三編『吉野作造選集』15巻（岩波書店、1996年）。

A.J.メイア 木畑洋一・斉藤孝訳『ウィルソン対レーニン:新外交の政治的起源1917-1918年』Ⅰ・Ⅱ（岩波書店、1983年）

論文

遠藤 乾「国際関係の平和的変革は可能か—吉野作造に学ぶ」（『吉野作造研究』第11号、2016年）、55-63頁。

酒井哲哉「吉野作造の国際民主主義」（『吉野作造選集』6巻 岩波書店、1996年）315-333頁。

佐藤太久磨「国際民主主義から東洋モンロー主義へ」（『ヒストリア』第220号、2011年）59-84頁。

坂野潤治「天皇制と共産主義に抗して」（『吉野作造選集』3巻 岩波書店、1995年）359-384頁。

平野敬和「吉野作造のアジア」（『吉野作造記念館研究紀要』創刊号、2004年）1-11頁。

平野敬和「帝国改造の政治思想—世界戦争期の吉野作造」（『待兼山論叢』34号、2000年）1-30頁。

松尾尊兌「吉野作造の朝鮮論」（『吉野作造選集』9巻 岩波書店、1995年）379-404頁。